

和解することについて

市が管理する溝辺地区ケーブルテレビ施設が物損被害を被ったことに関し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年9月1日 提出  
霧島市長 前田 終 止

記

1 和解の相手方

住所 \*\*\*

氏名 \*\*\*

2 被害の内容

発 生 日 平成27年5月21日

被 害 箇 所 霧島市溝辺町竹子字上牟田2712番地9付近

被害を被った物 溝辺地区ケーブルテレビ通信線

3 和解の内容

(1) 相手方は、本市に対して459,000円を支払うものとする。

(2) 本市及び相手方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の請求、異議の申立て又は訴えの提起をしないこととする。

4 和解の理由

本件は、本市の損害賠償請求に対し、相手方が全面的に応じることから、和解しようとするものである。

(提案理由)

上記被害箇所において、相手方の過失により生じた溝辺地区ケーブルテレビ施設の物損被害に関して、損害賠償請求額を相手方が支払うことに応じたため、和解することにつき議会の議決を求めるものである。

(別紙1)

溝辺地区ケーブルテレビ施設復旧費積算表

(単位：円)

番号	項目 (型式)	数量	単位	単価	計	備考
1	同軸ケーブル (高発砲アルミパイプ12C)	223	m	285	63,555	
2	メッセンジャーワイヤー (30S q)	149	m	74	11,026	
3	スパイラルハンガー (φ60)	107	本	168	17,976	
4	自在バンド (4BD-HD-17T)	7	本	1,330	9,310	
5	F T型コネクタ (12Cパイプ用)	3	個	1,950	5,850	
6	防水チューブ (12Cパイプ用)	3	個	406	1,218	
7	引込み線手直し	4	世帯	15,000	60,000	
8	消耗品	1	式		3,380	
9	高所作業車	3	台	15,000	45,000	
10	電工費	1	式		176,000	既設幹線撤去含
11	諸経費				31,685	
	小計				425,000	
	消費税	8	%		34,000	
	合計				459,000	





位置図

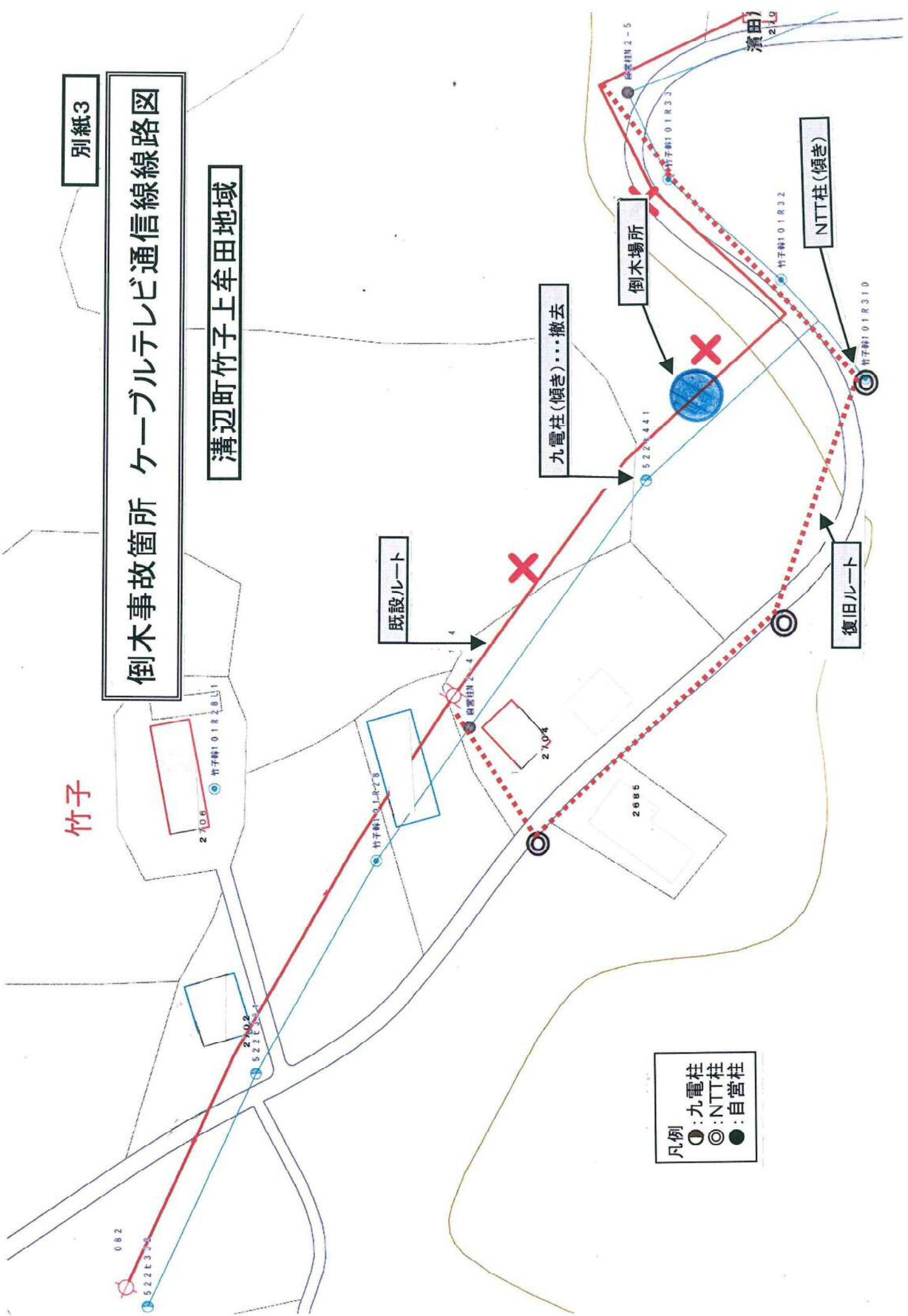
上牟田地域

霧島市溝辺町竹子2712番地9

# 倒木事故箇所 ケーブルテレビ通信線線路図

## 溝辺町竹子上牟田地域

竹子



- 凡例
- : 九電柱
  - ⊙: NTT柱
  - : 自営柱